⑺　［略］
⑻　事業譲渡等の状況
［表略］
（記載上の注意）
次に掲げる事項について記載すること。
［１・２　略］
３　他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等（会社法施行規則第２条第３項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）の取得又は処分のうち重要なもの
４　［略］
⑼　［略］
２　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項
⑴　会社役員の状況
［表略］
（記載上の注意）
［１～７　略］
［削る。］

８　［略］
⑵　会社役員に対する報酬等
［表略］
（記載上の注意）
１　［略］
２　取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等が業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の５第２号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の５第３号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。）を含む場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及びそれら以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第４号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第５号に規定する報酬等についても記載すること。

⑺　［同左］
⑻　事業譲渡等の状況
［同左］
（記載上の注意）
［同左］
［１・２　同左］
３　他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの
４　［同左］
⑼　［同左］
２　会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項
⑴　会社役員の状況
［同左］
（記載上の注意）
［１～７　同左］
８　事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第２条第６号に規定する大会社をいう。）に限る。）であつて、金融商品取引法第24条第１項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。
なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。
９　［同左］
⑵　会社役員に対する報酬等
［同左］
（記載上の注意）
１　［同左］
２　取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第４号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第５号に規定する報酬等についても記載すること。